

水道水質に関するお知らせ

平成30年度水質検査計画(案)を策定しました

本市では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令（水道法など）に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査対象、検査頻度などをまとめた**水質検査計画**を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、平成30年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と平成29年の水質検査結果をお知らせします。

問い合わせ先 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963 📠0857-53-7850



平成30年度水質検査計画（案）の概要

検査項目

毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目について、市内102カ所で検査を行います。

水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全26項目です。

クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

クリプトスポリジウム等指標菌

原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあることを示す菌。

「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

検査対象

法令で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」と「市内に送り出す前の水道水」を検査します。

検査頻度

検査項目によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かれます。

臨時の水質検査

河川水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。

■給水栓水……蛇口から出る水道水

■原水……水道水になる前の天然の水

平成29年の水質検査結果（1月～12月）

検査項目	検査対象	検査の結果
毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
水質管理目標設定項目		農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
クリプトスポリジウム等 クリプトスポリジウム等指標菌	原水	クリプトスポリジウム等指標菌が検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。

合格

平成30年度水質検査計画（案）と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページ (<http://www.water.tottori.tottori.jp/>) に掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。

水道料金の改定について

本市の水道事業は、人口減少、節水器具の普及や企業再編等に伴う水需要の減少などにより水道料金収入が減少する一方、高度成長期以降に整備した施設の老朽化に伴う更新や再構築、地震などの災害対策に多額の費用が必要となるため、経費節減努力だけでは改善が難しい経営状況となっています。そのため、将来にわたって安全、安心な水道事業を維持するための料金改定を行います。（平成29年9月議会で可決）

改定後の水道料金は、平成30年4月以降に使用する水量から適用になります。

本市は、平成29年4月に簡易水道事業を上水道事業に統合しました。今回の改定は、統合前の上水道給水区域の料金が対象になります。なお、統合前の簡易水道給水区域の料金は平成32年4月以降に使用する水量から適用になります。

適用の時期

水道局では、水道メーターを2カ月ごとに計量し、計量した翌月に水道料金を請求しています。

偶数月に計量する地区…6月計量、7月請求分から適用

奇数月に計量する地区…7月計量、8月請求分から適用

統合前の簡易水道給水区域は、平成32年4月以降に使用する水量から適用になります。

水道料金表（2カ月につき）

【 】内は統合前の上水道給水区域の改定前料金

口径	基本料金	従量料金
13mm	1,680円【 920円】	（使用水量）（1㎡につき） 20㎡までの分 52円【 46円】 20㎡を超え40㎡までの分 104円【100円】 40㎡を超え80㎡までの分 139円【134円】 80㎡を超え400㎡までの分 166円【161円】 400㎡を超える分 202円【200円】
20mm	3,900円【 2,500円】	
25mm	6,320円【 4,240円】	
40mm	18,800円【 13,000円】	
50mm	33,400円【 22,400円】	
75mm	87,800円【 60,800円】	
100mm	176,000円【124,000円】	
150mm	480,000円【340,000円】	
200mm	800,000円【700,000円】	

水道料金は、基本料金と従量料金との合計額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数切り捨て）になります。

◆水道料金体系は、基本料金と従量料金で構成する二部料金制を採用しています。

基本料金

設置した水道メーターの大きさ（口径）に応じた料金です。

従量料金

使用した水量に応じた料金です。使用した水量が多くなるほど1㎡当たりの単価が高くなっていく逓増制を採用しています。

〈計算例〉メーター口径13mm、2カ月で50㎡使用した場合の改定後の水道料金

基本料金	従量料金		水道料金
{1,680円+ 口径13mm}	{(52円×20㎡+104円×20㎡+139円×10㎡)}	×1.08	= 6,685円
	20㎡までの分 1㎡につき52円 20㎡を超え 40㎡までの分 1㎡につき104円 40㎡を超え 80㎡までの分 1㎡につき139円	消費税相当額加算	1円未満の端数切り捨て

問い合わせ先 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952 📠0857-53-7802



集合住宅（アパート・マンションなど）の特例料金

～集合住宅を管理されているみなさんへ～

水道局のメーターが1個で、2戸以上が使用するアパート、マンションなどの集合住宅では、届け出により、通常の料金計算とは異なる特例料金の適用を受けることができます場合があります。



特例料金とは

水道局の設置しているメーターの口径に関係なく、届け出のあった戸数の各戸に口径13mmのメーターが付いているものとし、かつ集合住宅全体の使用水量は各戸が均等に使用したものと見なして計算し、その合計額を集合住宅の水道料金とするものです。

この特例料金の適用によって、1戸当たりの水道料金が一般家庭（口径13mm）並みになります。

適用の基準

- ◆各戸に蛇口が付いていること。
- ◆水道を使用する戸数の3分の2以上が住居用であること。

※使用水量、戸数などの条件によっては、特例料金が通常の料金より高くなる場合があります。

※下水道使用料・集落排水施設使用料の計算方法にも適用されます。

問い合わせ先 料金課料金係

☎0857-53-7922 📠0857-53-7801